

# 基礎研 レター

## 国際保険資本規制と対立する米 国

米国生命保険協会と全米保険監督官協会が議会で意見表明

保険研究部 主任研究員 安井 義浩  
(03)3512-1833 [yyasui@nli-research.co.jp](mailto:yyasui@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

保険会社に対して、国際的に共通した資本規制を行なおうとする検討が、F S B（金融安定理事会）の意向を受けて、I A I S（保険監督者国際機構）で進められている最中である。

一方で、米国は同様の検討を、独自に行いつつある。

先日、米国議会の委員会において、A C L I（米国生命保険協会）とN A I C（全米保険監督官協会）が、それぞれ国際資本規制に関する意見を提出した。内容は、I A I Sが主導する規制作りとは、一線を画すような内容であり、現時点では「両立は前途多難」といった印象を受ける。こうした動きについて以下報告する。

### 2—国際保険資本規制の動きと米国の動向

#### 1 | IAISの検討状況～2016年までにICS策定の予定

I A I Sにおける、検討状況についてごく簡単に述べておくと、

- ・まず、G-SII s（グローバルにシステム上重要な保険会社）を選定する。
- ・それらに適用するB C R（基本的資本要件）、それを土台としたH L A（より高い損失吸収力）の基本的な考え方と、それに沿った具体的な数値基準を策定する。
- ・最後に、(G-SII s より広く) 国際的に活動する保険グループに適用するI C S（国際的な保険資本基準）の考え方と具体的な基準を定める。それ以後はG S I I s をI C S + H L Aを用いて規制する。

スケジュールとしては、現時点ではG-SII s の選定・更新はすでになされており、B C Rも一通りの決着をみた。今後、I C Sを2016年末までに決めるということになっている。

（このより詳しい内容については、拙文「[国際的な保険資本規制の最近の動向](#)」[保険監督者国際機構におけるここ数ヶ月の動き](#)（ニッセイ基礎研究所：保険・年金フォーカス2014.11.25）」<sup>1</sup>も参考に

<sup>1</sup> <http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2014/focus141125.pdf>

して頂きたい。)

## 2 | 米国の状況～生命保険協会と保険監督官協会が懸念を表明

米国内においても、似たような動きが独自に進行している。

保険会社については、まず、ノンバンク S I F I (システム上重要な金融機関) を選定し、それに対する、より厳格な監督や上乗せ資本規制が検討されている。

ところが S I F I の選定方法について国内でもすでもめている。また選定された保険会社が不服を申し立てるなど、すんなりとは動いていない。(これについても拙文「[米国における SIFIs 指定の動き \(保険・年金フォーカス 2015. 3. 24\)](#)」<sup>2</sup>を参照)

米国内において、A C L I と N A I C はこれまでも、I A I S の国際的な保険資本規制の動きに関して、それぞれ意見表明をしてきていたが、最近の話としては 4 月下旬に米議会下院の金融サービス委員会の住宅・保険小委員会で機会を与えられて意見表明している。議会にまで上がる重要な案件とされているわけだが、両者とも、現在の国際資本規制作りの動きには、若干否定的なようだ。

まず、A C L I の意見についてであるが、A C L I は、今年 2 月には I C S の検討に対し意見を公表しており<sup>3</sup>、その内容は、以下のようなものであった。

I C S を策定するのは性急すぎる。

F R B (連邦準備制度理事会) のような地域ごとの政策担当者と共になされるべき。

経済的発展を支える長期投資を阻害するものであってはならない。

長期投資は生命保険の長期負債にマッチしており経済的安定をもたらす。

これを踏襲して、4 月下旬の下院の委員会では、「米国保険会社の競争力に対する国際監督基準の影響」と題する文書を提出し<sup>4</sup>、以下のような意見を述べている。

- ・国内外の保険資本規制を定めるさいには、銀行と保険の区別をするべきである。
- ・生命保険会社は銀行と異なり、年金等の長期負債を持っており、それに合わせて長期的な資産運用を行なう特徴がある。保険の資本基準は、このような生命保険の商品性を反映すべきである。
- ・スケジュールについては、I A I S のものに惑わされることなく、十分な時間と意見募集を行いながら進めるべきである。
- ・I C S の議論を行なう際には、F R B、F I O (連邦保険局)、州の監督官といったところの、米国として意見を統一して臨むべきである。そのためには I C S が決まる前に F R B が先に米国内の保険資本基準を定め、I C S はそれに合わせさせるのが望ましい。

<sup>2</sup> <http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2014/focus150324.pdf>

<sup>3</sup> <https://www.acli.com/Newsroom/News%20Releases/Pages/NR15-009.aspx>

<sup>4</sup> <https://www.acli.com/Newsroom/News%20Releases/Documents/ACLI%20Statement%20for%20Record%20042915.pdf>

また、NAICも、2014年はじめから、内部にワーキンググループを立ち上げて、この問題を検討してきており、2015年に入って、2月にIAIS市中協議に対応して、「IAISのICS市中協議への最終コメント」として公表した他、4月には「米国保険監督者の見解（国際資本基準の提案に関して）」と題した文書<sup>5</sup>を公表している。この中では要旨以下のような見解が示されている。

- ・米国の監督官は、資本規制を開発する際のタイミング、役割、複雑性（各国の法律、規制、会計制度）について、関心を持っている。目的はこの基準がリスク特性を正しく反映し、米国の資本要請や法的問題を害することがないように、ということである。米国の保険契約者を保護し、市場を安定させることが究極の目標である。
- ・資本基準については、銀行とは異なる独自の方法が必要である。今の時点では、その方法をひとつに絞るべきではない（国・地域によって異なるべき、の意味と思われる。）し、米国にとっては、RBCを補完するものであるべきである。（置き換えることまではしない）
- ・各国の規制の多様性。一つの基準を絶対視すると、システムリスクが増大する恐れがある。
- ・会計基準と資産負債評価。会計基準や資産負債評価にも各国・地域の違いがあり、ICS、HLAの開発に際してはこれらのことを考慮する必要がある。米国の保険監督者は「GAAPプラス」（＝GAAP（各国ごとに異なる、一般に公正妥当と認められた会計原則）を基礎に調整を加えたもの）の開発を支持している。これでも十分に比較可能性や他のアプローチとの違いを理解できるはずだ。逆に、市場統合的なものをICSに持ち込むことには反対である。市場統合的な評価は米国の規制にはほぼ無関係であるから、もしそんなものを要求されるなら、相当のコストをかけて全く新しい規制を適用しなければならなくなってしまうからである。

議会における意見表明<sup>6</sup>では、こうした考えを踏まえて、

「米国は、信頼できるソルベンシー規制を持っており、これまで長らく、契約者保護と保険市場の安定に寄与してきた。それと整合しない基準を適用するつもりはない。」

とまで、言い切っている。

また、ACLIと同様に、こうした国際的に共通した保険資本基準などの議論においては、「TeamUSA」で臨むべきだとしている。この点、NAICとFRBは、SIFIsの選定に関して若干の対立関係にもあるわけだが、それはそれとして、FSBとの交渉の場面などにおいては、米国の監督当局が団結してあたることが重要だと述べている。

### 3—おわりに

上でみたように、米国の関係者は大変強気な見解を述べている。米国もIAISに代表を送っていること等も考えると、「米国がIAISのICSを適用しない」とはどのような状態なのか、想像しにくい部分もある。まずは今後のIAISと米国のそれぞれの動きを見ていきたいと考えている。

<sup>5</sup> [http://www.naic.org/documents/committees\\_g\\_capital\\_position\\_statements.pdf?123](http://www.naic.org/documents/committees_g_capital_position_statements.pdf?123)

<sup>6</sup> [http://www.naic.org/documents/government\\_relations\\_150428\\_mccarty\\_testimony.pdf](http://www.naic.org/documents/government_relations_150428_mccarty_testimony.pdf)